

一般社団法人香川県トラック協会

会長 楠木 寿嗣 様

香川県知事 浜田 恵造

緊急事態対策期（まん延防止等重点措置の実施期間の延長）
における対策について

日頃より、本県の交通行政につきまして格別の御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

本県では、8月20日から9月12日までの間、まん延防止等重点措置区域となり、これまで、国と協議を重ねながら、実施期間における感染対策を行ってまいりましたが、9月9日、国の基本的対処方針分科会での意見を踏まえ、政府対策本部会議において、本県におけるまん延防止等重点措置の期間が、9月30日まで延長されることになりました。

本県の感染状況について、新規感染者数は減少傾向にありますが、療養者数、入院患者数などは多く、医療提供体制は、依然として厳しい状況が続いていることから、引き続き、飲食店の営業時間の短縮要請などの対策を継続することとなります。

具体的な対策の内容については、県から第8次の営業時間短縮要請として、高松市内の飲食店の皆様へ、特措法第31条の6第1項に基づく営業時間短縮要請を、高松市以外の飲食店の皆様へ、特措法第24条第9項に基づく営業時間短縮協力要請を行い、何れも営業時間は、引き続き午前5時から午後8時までとさせていただきます。

また、大規模施設等については、県からの第2次要請として、県内において午後8時以降に営業を行っている、ショッピングセンターなどの建築物の床面積の合計が1,000㎡超の大規模施設を運営する事業者及びそのテナント等の事業者に対し、営業時間を午前5時から午後8時までに短縮いただくよう、引き続き、協力要請を行います。

次に、催物（イベント等）の開催について、都道府県から適切な感染症対策を指導し、主催者においても事前相談及びホームページ上では適切な感染症対策を遵守する旨掲載していたにも関わらず、実際には感染防止策が不徹底であったという事案の発生等を受けて、国から事務連絡が各都道府県に通知されました。具体的には、「事前相談の対象となる催物（イベント等）のうち、数時間・数日間・数回に及ぶ催物であって、感染防止策が徹底されない、感染拡大のおそれがあるもので、感染防止策の徹底の要請に従わない場合には、中止又は延期等を含めて、主催者に協力要請」することとなります。

つきましては、貴職におかれまして、「緊急事態対策期（まん延防止等重点措置の実施期間）における対策（令和3年9月9日改正）」（資料1）、「香川県まん延防止等重点措置」

（令和3年9月9日改訂）（資料2）及び「催物（イベント等）の開催に係る留意事項について」（令和3年9月9日付け）（資料3）を、貴社（団体）の職員の皆様及び関係先へ周知いただくとともに、対策の徹底につきまして、御協力をお願いします。